

## 共同出願契約書(例)

富山県(以下「甲」という。)と 会社(以下「乙」という。)とは、甲に属する研究員と乙に属する研究員が共同して行った発明「(発明の名称)」の共同出願及び発明の実施に関し、次のとおり契約する。

(特許出願等)

第1条 甲及び乙は、次の発明(以下「本発明」という。)について特許を受ける権利を共有し、共同出願するものとする。

発明の名称

発明者

発明の内容

持分 甲〇〇%、乙〇〇%

(国内特許出願等に要する経費)

第2条 本発明の国内での特許出願から登録、維持、保全に至る経費(以下「特許経費」という。)は、当該権利の持分に応じてそれぞれ負担する。

2 乙が特許経費を負担しないときは、乙が当該権利を放棄したものとする。

3 第1項に規定する出願から登録、維持、保全に至る諸手続は、乙が甲と協議しながら行うものとする。

(外国出願等)

第3条 本発明の外国出願については、甲、乙協議のうえ決定する。

(権利の移転等)

第4条 甲又は乙は、特許を受ける権利又は、特許権若しくは実施権を放棄し又は移転するときはあらかじめ共有者の承諾を得るものとする。

(共有者の実施)

第5条 乙は、本発明を実施しようとするときは、甲と別に実施契約を締結することとし、実施契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

(独占的通常実施権の設定)

第6条 甲は、乙又は乙の指定する者に独占的通常実施権を設定することができる。この場合、乙は、甲がこれまで負担した特許経費を甲に支払うほか、独占的通常実施権設定後の特許経費を全て負担するものとする。

(第三者に対する実施)

第7条 乙は、乙以外の者(以下「第三者」という。)に本発明の実施を許諾するときは、甲の承諾を得るものとする。

2 甲は、前条で定める場合を除き、第三者に実施を許諾することができる。この場合、乙は、第三者の実施を承諾するものとする。

3 甲は、公益上必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、本発明の実施を甲の指定した第三者に実施させることができる。

4 前二項の規定による第三者から徴収する実施料は、持分に応じ甲及び乙に帰属するものとする。

(特許権の維持)

第8条 甲は、本発明による特許権について、乙が実施することに同意、または乙以外の第三者に実施を許諾しているときは、特許法の定める場合を除き当該特許権を維持しなければならない。

2 甲及び乙は、本発明による特許権が登録後5年の間に実施されないときは、原則として特許料を納付しないことにより権利を消滅させるものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めるもののほか、本発明の取り扱いその他必要な事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通作成し、両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事

乙 所在地  
名 称  
代表者氏名